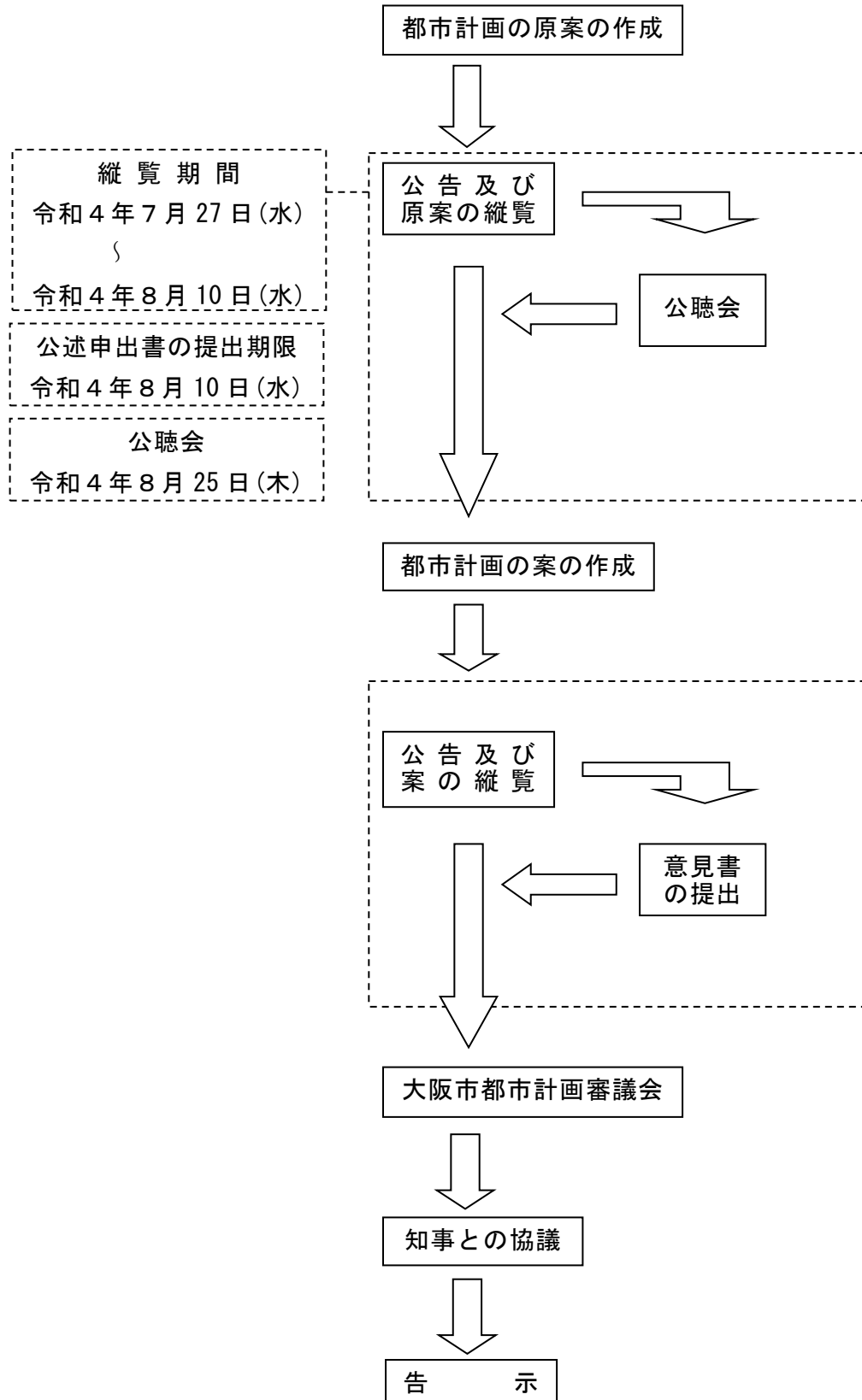


(参考資料)

市街地再開発事業の決定手続 (茶屋町 B-2・B-3 地区第一種市街地再開発事業)



(参考)

■ 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、昭和 44 年に施行された「都市再開発法」に基づき実施されるもので、市街地改造事業及び防災建築街区造成事業を統合し発展させたものである。

市街地再開発事業は、密集した市街地の一体的・総合的な整備を図るものであり、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替えるとともに、公園・道路など公共施設等の整備を行うものである。

この事業には、権利変換方式による第一種市街地再開発事業と、管理処分(用地買収)方式による第二種市街地再開発事業がある。

本市では、第二種事業として、昭和 51 年より大阪の南の玄関口の阿倍野地区において、新しい都心的機能と安全・快適な都市居住環境の整備をめざして事業を進めており、すでにあべのベルタ・メディックス・ルシアス・グラントゥール・キューズタウンなどの商業施設や住宅施設等を整備し、平成 30 年 3 月に事業を完了している。

また、組合・個人施行による第一種事業として、土地区画整理事業との合併事業による上六地区(上六ハイハイタウン、昭和 55 年完成)をはじめ、出戸駅前地区(非都市計画事業、昭和 62 年完成)・天神橋七丁目地区(グレイシィ天神橋、平成 5 年完成)・菅原町地区(ジーニス大阪、平成 15 年完成)・池田町地区(ぷらら天満、平成 17 年完成)・放出駅前地区(ローレルコート放出、平成 17 年完成)・茶屋町西地区(NU茶屋町、平成 17 年完成)・菅原 5 丁目地区(非都市計画事業、平成 17 年完成)・淀屋橋地区(非都市計画事業、平成 19 年完成)・茶屋町東地区(NU茶屋町プラス、平成 26 年完成)はすでに完了、淀屋橋駅西地区などの事業が進められている。